

台湾民法改正の最新動向（2・完）

履行期前の履行拒絶と不安の抗弁権

——台湾民法改正と中国民法におけるとらえ方を中心に——

小田美佐子*

はじめに

台湾民法231条（遅延賠償）に関して、最高法院判決は、履行期前の債務者の契約違反には適用の余地がないとしており、いわゆる予期違約（anticipatory breach）、すなわち履行期前の履行拒絶制度を採用していないが、台湾法務省の「民法債権編改正検討チーム」の改正案229条では履行期前の明確な履行拒絶による履行遅滞責任の規定を追加しており、今次改正の重要なものとして位置づけている¹⁾。また、債務者による履行期前の履行拒絶に関して、台湾の最高法院判決は、この段階でなした解除を根拠を欠くものとしているが²⁾、台湾の学説は肯定説と否定説が対立しており、明文規定が必要な状況である³⁾。そこで、台湾の法務省より作成の依頼を受けた学者の提案254条で解除権の発生事由として、履行期前の債務者による履行の拒絶を規定したが⁴⁾、その後、台湾法務省の「民法債権編

* おだ・みさこ 立命館大学法学部教授

1) 陳聰富「台湾民法における契約違反に対する救済方法の改正」立命館法学407号（2023年）503～504頁。

2) 詹森林著/鹿野菜穂子訳「台湾民法における契約解除の要件と効果——比較法的検討」ジュリスト1359号（2008年）153頁。

3) 陳洗岳「台湾民法における『解除』の改正動向をめぐって」立命館法学408号（2023年）610～611頁。

4) 陳聰富・詹森林・陳洗岳・許政賢・吳從周・向明恩・曾品傑著/小田美佐子訳「台湾

改正検討チーム」の改正案では、履行期前の解除として255条の1で規定を置き⁵⁾、履行期前の履行拒絶を理由とする解除を台湾民法改正においても認める方向である。改正案のこれらの規定は台湾の判例の見解を修正するものであるが、以下では日本法を意識しつつ、中国法の視点から、まず予期違約に関する中国民法典の規定についてみた上で、履行期前の履行拒絶を理由とする解除との相違をみていくこととする。

つぎに、不安の抗弁権との関連性にも留意する必要がある。台湾現行民法265条は、当事者の一方が先に他方に履行しなければならない場合において、他方当事者の財産が明らかに契約締結時より減少し、履行に対応することが難しいおそれがあるときは、相手方による履行又は担保の提供がなされるまで、自己の履行を拒絶することができる⁶⁾と不安の抗弁権について規定しているが⁶⁾、改正案では財産の明白な減少の時期に関する要件を契約締結後に限定しない方向であり⁷⁾、効果についても改正が行われる方向である⁸⁾。そこで、中国法の視点から、不安の抗弁権に関する中国民法典527条と528条の要件と効果をみた上で、不安の抗弁権と予期違約と解除の関係をめぐる議論に触れ、従来の契約法69条から変更された点を明確にし⁹⁾、整合性の問題に言及することとする。

↘民法債権編改正をめぐる新動向」静岡法務雑誌10号（2018年）222～223頁。

5) 1号で履行期前に契約の一方当事者が明確に履行を拒絶したとき、相手方は契約を解除することができる⁵⁾と規定している。

6) <https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=B0000001>（2023年7月5日最終閲覧）

7) 「台湾民法改正の最新動向：質疑応答」立命館法学408号（2023年）654頁参照。

8) 「台湾民法改正の最新動向：質疑応答」・前掲注7）655頁参照。

9) 1999年10月1日施行の契約法は、民法典の施行に伴い廃止されている。

1. 予期違約と解除

(1) 予期違約

中国民法典は2021年1月1日より施行しているが、578条において、「当事者の一方が契約上の義務を履行しない旨を明確に表示し、又は自己の行為で表明した場合は、相手方は、履行期が到来する前に、当該当事者に違約責任を負うよう請求することができる」と予期違約に関する規定を置いている。この規定は、従来の契約法108条を踏襲したものである¹⁰⁾。

予期違約は契約権利の価値を低下させるものであり、債権者に対する権利侵害や契約関係の破壊をもたらし、正常な取引の進行に影響を与えるものであるが、履行期到来後にしか違約責任を請求できないのであれば、損害をもたらすため、履行期到来前であっても、履行期限の到来を待つ必要はなく、不履行を明確に表示するか、自己の行為で表明した場合に違約責任の請求を認めるものであり、契約を遵守する当事者の合法的な権利利益に資するものとされる¹¹⁾。その特徴は、第一に、予期違約行為が契約履行期の到来前に発生していること、第二に、具体的には将来、契約義務を履行しないことに表れていること、第三に、予期違約が侵害している契約債権は期待の債権であること、第四に、単なる救済手段だけでなく、履行期

10) 確定的履行拒絶と履行に代わる損害賠償について、日本民法は415条2項2号で、債務者が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したときには、債権者は、その要件を充足する限り、履行に代わる損害賠償を請求することができるとしているが、債務者による履行拒絶が履行期前であるか、履行期後であるかは問題とならない。潮見佳男・北居功・高須順一・赫高規・中込一洋・松岡久和『Before/After 民法改正 2017年債権法改正 第2版』(弘文堂、2021年)117頁〔白石友行〕参照。

また、後に翻されることが見込まれない程度に履行拒絶の意思が確定的なものである必要があり、債務者が単に債務の履行を拒んだというだけでは足りない。筒井健夫・村松秀樹編著『一問一答民法(債権関係)改正』(商事法務、2018年)76頁参照。

11) 中国の立法機関の解説書である黄薇主編『中華人民共和國民法典合同編解讀(上冊)』(中国法制出版社、2020年)410頁。

到来後に、債務者に対して履行の継続や違約責任を負うよう請求することもできることである¹²⁾。

予期違約には明示のものと黙示のものが含まれるが、前者は契約義務の不履行を明確に表示する場合であり、後者は自己の行為で契約義務の不履行を表明する場合である¹³⁾。両者の相違は、後者に明確な意思表示はなく、行動において契約債務の不履行を表すのみである¹⁴⁾。適用の前提となるのは、契約約定の義務にかかわることであるため、一方当事者が履行を拒絶した義務が契約約定の義務でない場合には適用されない¹⁵⁾。

なお、日本では債務不履行責任の語が用いられているが、中国では違約責任の語が広く用いられている¹⁶⁾。577条は、違約責任について、当事者の一方が契約義務を履行せず、又は契約義務の履行が約定に合致しない場合は、履行を継続し、救済措置を講じ、又は損害を賠償する等の違約責任を負わなければならないと規定しているが、従来の契約法107条を踏襲したものである。履行不能、履行遅滞、不完全履行といった債務不履行の類型別の区分ではなく、契約義務違反又はそれに対する救済から規定しているが¹⁷⁾、台湾民法改正案も同様の方向性を示している¹⁸⁾。中国民法における違約責任の具体的な内容としては、履行の継続、修理・再製作・交換、その他の救済措置（返品・代金又は報酬等の減額）、損害賠償があるが¹⁹⁾、違約損害賠償については、583条が規定を置いており、従来の契約法112条を踏襲したものである。当事者の一方が契約どおりに債務を履行せず、直接強制、代替履行（580条、581条）や目的物の修理・再製作・交換等

12) 楊立新主編『中華人民共和國民法典規義与案例評注 3 合同編④』（中国法制出版社、2020年）265頁。

13) 黄薇・前掲注11）409頁。

14) 楊立新・前掲注12）266頁。

15) 予期違約が適用されなかった裁判例については、楊立新・前掲注12）266～267頁。

16) 胡光輝『中華人民共和國民法典』（日本加除出版、2021年）76頁。

17) 黄薇・前掲注11）401～402頁。

18) 陳聰富・前掲注1）491頁。

19) 黄薇・前掲注11）408～409頁。

(582条)による履行の補完を行っても相手方に損害が発生する場合に、違約当事者は損害賠償責任を負うこととなる²⁰⁾。また、損害賠償の範囲について、584条が規定を置いており、従来の契約法113条1項を踏襲したものである。損害賠償額は、違約によりもたらされた損害に相当するものとされ、履行利益も含まれるが、違約した当事者が契約締結時に違約からもたらされうると予見し、又は予見すべき損害を超えることはできない。予見の対象は、損害そのもの(例えば、利益損害、転売損害又は賃金損害等)が発生することを指し、損害の具体的な程度や金額までの予見は求められていないと一般的に解されている²¹⁾。損害拡大防止義務も591条で規定されており、従来の契約法119条を踏襲したものであるが、適切な措置を講じずに損害が拡大した場合は、拡大した部分について、損害賠償請求ができない(1項)。適用の前提として、第一に債務者の義務違反により損害が生じていること、第二に、債権者が損害の拡大を制限又は回避する適切な措置を講じなかったこと、第三に、損害の拡大が生じていること、第四に、債権者が適切な措置を講じなかったことと損害の拡大に因果関係があることが挙げられる²²⁾。措置が適切か否かについては、主に債権者が信義則に基づき損害拡大回避の義務を尽くしたかを考慮することになる²³⁾。損害拡大防止措置に要した合理的な費用は、違約者が負担することになる(2項)。

(2) 解除との相違

中国民法で留意すべき点として指摘されるのは、578条の規定する予期違約と563条1項2号の規定する履行期前の履行拒絶を理由とする解除と

20) 住田尚之「中国民法典の登場(4)～契約通則編～」国際商事法務48巻10号(2020年)1371～1372頁。

21) 西村あさひ法律事務所中国プラクティスグループ『中国民法典と企業法務——日本企業への影響と変わる取引手法』(ぎょうせい、2021年)105頁。

22) 黄薇・前掲注11)464～465頁。

23) 黄薇・前掲注11)465頁。

の相違である²⁴⁾。563条は法定解除について定めた条文であるが²⁵⁾、1項2号で、履行期が到来する前に、当事者の一方が主たる債務を履行しない旨を明確に表示し、又は自己の行為で表明したとき、当事者は契約を解除することができる²⁶⁾と規定している。すなわち、履行期前の履行拒絶を理由とする解除において、当事者が明確に表示し、又は自己の行為で表明する不履行は主たる債務である。主たる債務の不履行により契約の目的が達成できずに、当事者に法定解除権が発生することになる。これに対して、

- 24) 履行期まで債務者を契約に拘束しておくことは無意味であるから、履行期前の履行拒絶も日本民法542条（無催告解除）1項（全部解除）2号（履行拒絶）の適用を受けると解すべき点については、曾野裕夫・松井和彦・丸山絵美子『民法Ⅳ 契約』（有斐閣、2021年）124頁参照。

後述の「不安の抗弁権」と関連するはずの制度が関連付けられないままに日本民法改正で議論がなされた例として、「履行期前の履行拒絶を理由とする解除」に関する審議が挙げられることについては、深谷格「日本法における不安の抗弁権の展開と明文化の挫折の検証」同志社法学72巻4号（2020年）161頁参照。

- 25) 1項は、従来の契約法94条を踏襲したものである。一般的な法定解除事由として、1項1号で不可抗力により契約目的達成が不能となったとき、3号で当事者の一方が主たる債務の履行を遅滞し、催告を経ても合理的期間内に履行しないとき、4号で当事者の一方の違約行為により契約目的達成が不能となったとき、5号で法律が規定するその他の事由が挙げられている。それぞれの要件の詳細については、小口彦太「中国の『統一契約法』から『民法典契約編』へ——その立法的変遷と諸釈義」江戸川大学紀要32号（2022年）35～36頁を参照されたい。

2項は新設されたものであるが、期間の定めのない継続的契約の場合は、いずれの当事者も合理的期間内に相手方に通知することにより随時に契約を解除することができる。

- 26) なお、後述の従来の契約法68条・69条の不安の抗弁権と94条2号の関係は、国際物品売買契約に関する国際連合条約（以下、CISGと略称）71条と72条の関係と同様であると理解することができるとする指摘については、小口彦太編著『中国契約法の研究——日中民法学の対話』（成文堂、2017年）382頁〔渡辺達徳〕参照。

CISG 72条は、履行期前の契約解除について規定している。1項で当事者の一方は、相手方が重大な契約違反を行うであろうことが契約履行期日前に明白である場合には、契約の解除の意思表示をすることができる²⁷⁾と規定し、2項で、時間が許す場合には、契約の解除の意思表示をする意図を有する当事者は、相手方がその履行について適切な保証を提供することを可能とするため、当該相手方に対して合理的な通知を行わなければならない²⁸⁾と規定し、3項で、2項の規定は、相手方がその義務を履行しない旨の意思表示をした場合には、適用しないと規定している。72条の詳細については、潮見佳男・中田邦博・松岡久和『概説国際物品売買条約』（法律文化社、2010年）165～168頁〔松井和彦〕参照。

578条の規定する予期違約は、当該契約義務が主たる義務か否かにかかわらず、付随義務等であったとしても、違約責任を負うよう請求することができる²⁷⁾。

なお、563条は債務者の帰責事由を求めている。その結果として、契約を維持する利益を失った当事者に契約の拘束力から離脱する可能性を認め、さらに、拘束力の限界を画定する制度として機能するようになったが、契約から生じる利益や価値を望めない場合は、拘束力を認める可能性がなくなるため、契約の拘束力の否認を画定するための手段として、解除制度を位置づけることが可能との指摘がある²⁸⁾。

2. 不安の抗弁権²⁹⁾

(1) 中国民法典527条

不安の抗弁権との関連性にも留意する必要がある。中国民法典527条1項は、先に債務を履行すべき当事者は、相手方が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する旨を証明する確実な証拠がある場合は、履行を中止することができる³⁰⁾と不安の抗弁権について規定している。従来の契約法68条を踏襲した規定であるが、1号で経営状況の著しい悪化、2号で債務逃れのための財産の移転や資産の隠匿、3号で商業上の信用の喪失、4号で

27) 黄薇・前掲注11) 410頁。

28) 朱擘「契約編(2): 嚴格責任の原則化および制度運用時の特色」王雲海・周劍龍・周作彩編著『よくわかる中国法』(ミネルヴァ書房、2021年) 90頁。

29) 日本民法改正で不安の抗弁権が明文化されなかったことについては、深谷格・前掲注24) 161頁以下参照。

不安の抗弁権の規定の新設に関する反対意見や積極意見については、小口彦太・前掲注26) 446~447頁〔松岡久和〕参照。

30) なお、CISG 71条1項は、契約締結後、履行能力又は信用力の著しい不足があるか、契約の履行準備又は契約履行中の相手方の行動により、義務の実質的な部分を履行しないことが明らかな場合、当事者は履行義務を停止することができるとしている。71条の詳細については、潮見佳男ほか・前掲注26) 160~165頁〔松井〕参照。

その他の債務履行能力の喪失又はそのおそれのある場合をそれぞれ規定している。すなわち、双務契約の成立後、先に履行すべき当事者に、相手方の不履行又は不履行の可能性が高いことを証明する確実な証拠がある場合に、相手方が履行能力を回復する前又は担保提供前であれば、契約義務の履行の中止を認めるものである。認めないのであれば、先に履行義務を負う当事者は履行しなくなるとはならず、公平を失するため、不安の抗弁権制度が設けられている³¹⁾。

527条の規定によると、不安の抗弁権が成立するためには、以下の要件を満たす必要がある³²⁾。第一に、当事者が同一の双務契約に基づく債務を負っていることである。同時履行の抗弁権と同様、片務契約には適用されないものである。第二に、当事者の債務に履行の先後の順序があることである。不安の抗弁権は、先に債務を履行すべき当事者に認められるものである。第三に、後履行者に履行能力の喪失又はそのおそれが生じていることである。具体的には、経営状況の著しい悪化、債務逃れ行為、商業上の信用の喪失やその他の喪失又は喪失のおそれが含まれるが、例えば、A社はアイドル歌手に出演料の先払を約定したが、歌手が病気で入院したために歌うことができなくなった場合に、A社は不安の抗弁権を行使し、約定の出演料を支払う必要がない³³⁾。

31) 黄薇・前掲注11) 222頁。

32) 日本では学説上、不安の抗弁権をめぐる、争いがある。従来の学説は、不安の抗弁権を事情変更の法理の具体化と位置づけ、要件として、第一に、双務契約に基づき当事者の一方が先履行義務を負っていること、第二に、契約締結後に、相手方の財産状態の著しい悪化が生じたこと、第三に、これにより反対給付を受けられないおそれが生じたことを挙げていたが、近時は不安の抗弁権が双務契約における対価的牽連関係の表れであるという点を強調して、第二について、反対給付を受けられないおそれを招く原因を財産状態の著しい悪化に限る必要がないとの見解、さらには当該原因が契約締結後に発生することも要しないとして、契約締結後に当該原因の存在が判明したことで足りるとの見解などが主張されている。曾野裕夫ほか・前掲注24) 79頁参照。

33) 黄薇・前掲注11) 223～224頁。台湾の学説でも同様の事例を挙げて、不安の抗弁権を認めるべきだとする見解として、例えば、孫森焱『民法債編総論（下）修正版』（2000年）15頁、劉春堂『民法債編通則（一）契約法総論』（三民書局、2001年）239頁がある。

留意すべき点としては、確実な証拠による証明が必要とされることである。確実な証拠がないにもかかわらず、履行を中止した場合、違約責任を負うことになるため(527条2項)、確実な証拠は非常に重要な要素となるが、先に履行すべき義務を負う当事者が拳証責任を負うことになる。

中国民法典契約編の制定過程において、1号の経営状況の著しい悪化と3号の商業上の信用の喪失は典型的な不安の抗弁権の適用の場合に当たるが、2号の債務逃れのための財産の移転や資産の隠匿は予期違約に属するため、2号を削除すべきとの意見が出ていた。検討が行われた結果、2号については削除や改正等を行わないことになったが、それは以下のような理由による。すなわち、不安の抗弁権と予期違約は、異なる役割を果たす制度であり、不安の抗弁権は履行中止の効果をもつが、予期違約の場合は契約の解除、違約責任の請求である。債務逃れのための財産の移転や資産の隠匿の場合、当事者は不安の抗弁権の適用か予期違約の適用か、自己に有利な主張を選択できる。取引継続の機会を留保し、相手方当事者に履行能力の回復又は担保提供の機会を与える意思がある場合は、不安の抗弁権の行使を選択し、履行を中止することができる。また、適用要件も不安の抗弁権と予期違約では異なり、不安の抗弁権は、「債務履行能力の喪失又はそのおそれ」であるが、予期違約の場合は、主に黙示の予期違約に関わるため、「自己の行為による主たる債務の不履行の表明」である。したがって、債務逃れのための財産の移転や資産の隠匿の場合、黙示の予期違約に当たるかについて、具体的な状況に即して判断する必要がある³⁴⁾。

(2) 中国民法典528条

さらに、中国民法典528条は不安の抗弁権の行使について、527条による履行中止の場合の相手方への通知、相手方による担保提供後の履行再開について規定しているほか、履行中止後、相手方が合理的な期間内に履行能

34) 黄薇・前掲注11) 225頁。

力を回復せず、かつ適当な担保を提供しないときは、自己の行為による契約の主たる義務の不履行の表明とみなし、履行を中止した側は、契約を解除することができ、かつ相手方に違約責任を負うよう請求することができる」と規定している。これは、例えば、相手方に履行能力の喪失の可能性があるか、又はその他の契約違反行為があると判断し、契約を解除したが、実際には相手方に履行能力があり、又はその他の契約違反行為がない場合、違約責任の負担リスクが生じるため、そのリスクを回避し、判断の不確実性を除去すると同時に、契約目的達成への影響も考慮したものである³⁵⁾。したがって、528条は、自己の行為による契約義務の不履行の表明の特殊な場合を規定していることになる³⁶⁾。

このうちの当事者の不安の抗弁権行使通知義務であるが、不安の抗弁権の行使は相手方に大きな影響を与えることになるため、信義則の観点から、通知義務を規定したものである³⁷⁾。CISG 71条3項にも同様の規定がある³⁸⁾。

担保提供の有無により、異なる法律効果が規定されているが、相手方が担保を提供した場合は、履行の中止を回復することになるのに対し、担保の提供がない場合は、履行を中止した側は契約の解除ができる。

3. 不安の抗弁権と予期違約と解除の関係

従来の契約法施行後、不安の抗弁権と予期違約制度の関係に関する明確な規定がないことは、学界においても実務においても問題視されていた³⁹⁾。

35) 黄薇・前掲注11) 344頁。

36) 黄薇・前掲注11) 410頁。

37) 黄薇・前掲注11) 227頁。

38) CISG 71条3項は、履行を停止した当事者は、物品の発送前後を問わず、相手方に対して履行を停止した旨を直ちに通知しなければならないと規定している。詳細については、潮見佳男ほか・前掲注26) 163～164頁〔松井〕参照。

39) 黄薇・前掲注11) 228頁。なお、不安の抗弁権と履行期前の契約違反を同列に論じた

民法典契約編の制定過程において、この問題に関する検討が行われた結果、不安の抗弁権は大陸法の制度であるのに対し、予期違約は英米法の制度であり、中国の契約法は大陸法と英米法の制度を参照して、不安の抗弁権と予期違約を同時に規定したが⁴⁰⁾、当事者の権利利益保護、取引秩序の安定において、それぞれの役割を果たしてきたため、民法典契約編でも同様に、不安の抗弁権と予期違約についてそれぞれ規定を置くこととなった⁴¹⁾。同時に、不安の抗弁権、法定解除制度、予期違約制度の関係を明確にするために⁴²⁾、不安の抗弁権の「相手方が合理的な期間内に履行能力を回復せず、又は適当な担保を提供しない行為」を黙示の予期違約行為とみなし、すなわち自己の行為による主たる債務の不履行の表明とみなし⁴³⁾、黙示の予期違約の効果を主張することができるとしている。履行を中止した当事者、すなわち不安の抗弁権を行使した当事者は契約の解除のみならず、損害賠償等の違約責任を請求することができる⁴⁴⁾。無論、不安の抗弁権の成立や履行の中止に関して、二つの制度は独立して適用されるため、当事者は具体的な状況に基づき、不安の抗弁権の適用か予期違約制度の適用を選択することになる⁴⁵⁾。

ただし、不安の抗弁権の枠内に統合する方向で制定された528条の規定では、整合性の問題を完全に解決したとは言い難いと指摘されている⁴⁶⁾。

ㄨ最高人民法院の判決については、小口彦太・前掲注26)182頁〔王成〕参照。

40) なお、契約法における混合継受で整合性をとることが難題となった点については、孫海萍『新しい中国民法』（商事法務、2021年）160頁参照。

41) 黄薇・前掲注11)229頁。

42) 従来の契約法69条、94条2号、108条の関係については、小口彦太・前掲注26)185頁以下〔瀬川信久〕参照。

43) 従来の契約法69条にない部分である。

44) 従来の契約法69条では契約の解除のみ規定していたが、不安の抗弁権行使の延長線上に契約解除まで規定した背景には、故北川善太郎教授のアドバイスがあったとの側面については、小口彦太「中国契約法における不安抗弁権小論」比較法学48巻2号（2014年）1頁参照。

45) 黄薇・前掲注11)229頁。

46) 孫海萍・前掲注40)163頁。

契約法69条	民法典528条
<p>前条の規定により履行を中止するときは、遅滞なく相手方に通知しなければならない。相手方が適当な担保を提供する場合は、履行を行わなければならない。履行を中止した後、相手方が合理的な期間内に履行能力を回復せず、かつ適当な担保も提供しない場合は、履行を中止した当事者は契約を解除することができる。</p>	<p>前条の規定（注：先履行義務者による履行中止の権利）により履行を中止するときは、遅滞なく相手方に通知しなければならない。相手方が適当な担保を提供する場合は、履行を行わなければならない。履行を中止した後、相手方が合理的な期間内に履行能力を回復せず、かつ適当な担保も提供しない場合は、<u>自己の行為をもって契約の主たる義務の不履行を表明したものとみなし、履行を中止した当事者は契約を解除し、かつ、相手方に対して違約責任を負うよう請求することができる。</u></p>

具体的には、民法典527条や528条が規定する不安の抗弁権は従来の契約法の規定と同様、後履行債務を負う当事者に信用不安事由が生じた場合に、先履行債務者による履行中止の権利を定めるものであるが、予期違約は各当事者の履行期限の前後を問わず、すべての契約当事者を同様に扱い、その適用範囲は不安の抗弁権より広い。例えば、先履行義務を負う当事者がすでに債務を履行した後に、後履行義務者に信用不安事由が生じた場合に、民法典527条や528条では「先履行義務者による履行中止」が前提条件に置かれているため、対応しきれないところがあるのではないかとの指摘である⁴⁷⁾。

結びに代えて

以上、契約違反に対する予防的な救済手段としての履行前の履行拒絶を理由とする解除や不安の抗弁権等についてみてきたが、中国民法において、予期違約に関しては明示のものだけでなく、黙示のものも認めてお

47) 孫海萍・前掲注40) 163～164頁。

り、履行期前の履行拒絶を理由とする解除との相違は、主たる債務か否かである。台湾民法改正では履行期前の履行拒絶を理由とする解除や損害賠償請求を認める方向であるが、黙示の予期違約が認められるか否か、付随義務違反を理由にする解除が履行期前にも認められるか否か等の点も含め、今後の動向に注目したい。

不安の抗弁権に関しては、中国民法典の制定において、527条2号の要件(債務逃れ行為)を削除すべきか否かが検討の対象となったが、当事者が不安の抗弁権の適用か予期違約の適用か、自己に有利な主張を選択できること等の理由で、最終的に2号については削除を行わないことになった経緯がある。さらに、従来から指摘されていた問題に対処するために、528条で不安の抗弁権の相手方が合理的な期間内に履行能力を回復せず、又は適当な担保を提供しない行為を黙示の予期違約行為とみなすと規定するとともに、履行を中止した当事者、すなわち不安の抗弁権を行使した当事者に契約の解除のみならず、損害賠償等の違約責任の請求も認めている。整合性の問題もあるが、例えば、中国民法では不安の抗弁権の信用不安事由が法令上明確に規定されているのに対し、黙示の履行拒絶の判断基準が必ずしも明確でないことが指摘されている⁴⁸⁾。

台湾民法における不安の抗弁権は、契約締結後の財産状態の明白な悪化を要件として規定しているが、台湾法務省の改正案では要件を財産状態の明白な悪化に限定せず、相手方の履行能力の明白な欠如としている⁴⁹⁾。また、契約締結時点ですでに相手方の経済状況が悪くなかった場合について、最高法院の1977年判決では、「民法265条が規定する不安の抗弁権の要件は、他方の財産が契約締結後に明らかに減少し、それにより反対給付が困難になるおそれがあることである。契約締結時にすでに他方の財産では反対給付が困難な場合は、契約締結時にその事情を知らなかったとしても、同条の抗弁権を援用することができない」と判示している

48) 孫海萍・前掲注40) 161~162頁。

49) 「台湾民法改正の最新動向：質疑応答」・前掲注7) 654~655頁参照。

が⁵⁰⁾、台湾法務省の改正案ではただし書を置く方向である。すなわち、契約締結時に相手方に履行への対応が困難のおそれがあることを知り、又は知り得た場合は、不安の抗弁権を行使することができないとするものである⁵¹⁾。さらに、不安の抗弁権の効果についても、契約の解除を認める方向で改正が行われる予定であるが、具体的には先履行義務者による担保提供の請求に対して、期限までに担保の提供がない場合に契約の解除を認めるというものである⁵²⁾。履行期前の履行拒絶を理由とする解除と関連付けた議論がなされるか否かも含め、今後の動向に注目したい。

50) 66年度台上字第2889号判決。高點法学研究中心『民事法規（含大法官解釈）（高點文化事業有限公司、2012年）』壹-129頁。

51) 「台湾民法改正の最新動向：質疑応答」・前掲注 7）655頁参照。

52) 同上。